

官民連携ビジネスマッチングモデル事業委託業務仕様書

1 委託業務の概要

(1) 目的

「すご味・すごモノ」事業者を中心とする愛媛県内事業者の既存資産や施設、地場産品の優れた素材等を、民間事業者のノウハウを活用し、県外企業等の課題解決ニーズ（新商品開発・実証実験・テストマーケティング・スタートアップ等）に合わせて提案・マッチングさせることで、県内事業者の新たな商品やサービスの開発等につなげ、更なる実需の創出と販路拡大を図り、もって本県の地域活性化に寄与することを目的とする。

事業実施にあたっては、予め定めた成果指標、支払基準に基づき委託料を支払う成果連動型民間委託契約により実施する。

(2) 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

2 委託業務の内容

本業務は、成果連動型民間委託契約の手法を活用することから、以下（1）に基づく事業内容とするが、それぞれの実施手法は民間事業者の提案に委ねるものとする。

また、事業者は、進捗状況によって、愛媛県と協議の上、手法の変更を行うことができる。

ただし、以下（2）～（4）の業務は必ず実施すること。

(1) 県内事業者と県外企業等とのマッチング（新商品の開発等）及び販売支援

本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めるところから、マッチング方法等は仕様に定めるものではないが、以下の要件を踏まえたものとすること。

- ・県外企業等の課題解決ニーズ（新商品やサービスの開発・実証実験・テストマーケティング・スタートアップ等）を調査し、ニーズに合った既存資産や施設、地場産品の優れた素材等を有する県内事業者とのマッチングを行い、県内事業者の新商品の開発等に向けて、伴走支援を実施すること。
- ・実施にあたっては、課題解決及び新商品等開発に向けた両者の取組みについて、専門的視点からのファシリテーション等の必要な支援を行うこと。
- ・開発した新商品等の成約により、県内事業者の売上や販路拡大につながる支援を実施すること。

(2) 県内事業者候補リストの作成

県内事業者の掘り起こしを行い、マッチング対応可能な事業者について、業種等の分類・リスト化を行うこと。リストの登録項目については、委託者と調整して決定すること。また、リストを活用した今後の展開についても提案を取りまとめるこ

(3) 効果分析

マッチングによって生まれた新商品等の数及び成約額を基に県内事業者の売上上昇や効果を測定する。

(4) 報告書の作成

受託者は業務内容について、以下の成果物を提出すること。

- ・業務報告書（A4版カラー・1部）

契約期間におけるマッチング件数及びマッチングによって生まれた新商品等の成約額、県内事業者のデータについてまとめたものとすること。

- ・上記の電子媒体（1部）

電子データについては、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point のいずれか（またはこれらと互換性のあるもの）を電子媒体に保存して提出すること。ただし、これにより難い場合は愛媛県と協議を行うこと。

3 支払条件等

(1) 成果指標

本事業の変動費の支払い基準となる成果指標として、下記のとおり設定する。

- ①県内事業者と県外企業等のマッチング（新商品開発等）件数

マッチングとは、県内事業者と県外企業等による新商品開発等の実現に向けて双方の意向が一致したもので、その適否についてはマッチング内容と事業計画等を記した書面をもって愛媛県が確認するものとする。

- ②新商品等の成約額

本委託期間内の県内事業者の卸売額（消費税及び地方消費税を除く）とし、その内容を記した書面をもって愛媛県が確認するものとする。

(2) 支払基準及び支払額

本事業の支払いは、「固定費」と「変動費（成果連動費）」の2種類によって構成される。

変動費（成果連動費）については、成果指標の達成状況に応じて、下記の計算方法で算定するものとする。

- ①県内事業者と県外企業等のマッチング（商品開発等）件数×単価

- ②新商品等の成約額×報酬率（成約額の○%）

上記①及び②については、それぞれの上限額は設けないが、合計額は「官民連携ビジネスマッチングモデル事業に係る企画提案公募実施要領」2（4）の変動費の範囲内とする。

なお、具体的な支払条件等については、受託者からの企画提案公募の際の提案を基本に、愛媛県と協議の上で決定する。

(3) 検査

愛媛県は受託者から提出された資料等を確認し、業務の完了を確認するための検査を行う。

(4) 支払

受託者は、検査に合格した時は、業務委託料を請求することができ、愛媛県は受注者からの請求書受領後、受領した請求書にかかる金額を支払う。

4 留意事項

- ・本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は連絡体制図等を作成し、業務責任者などを明らかにするとともに、業務の遂行に支障がないよう愛媛県と常に密接な連絡や協議を行うこと。
- ・第三者からの異議の申し立て、紛争の提起については、全て提案者の責任と費用で解決すること。
- ・受託者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・受託者は、本業務終了後も、マッチングした事業者間のフォローアップに努め、必要に応じて、その状況を愛媛県に報告する。

5 著作権等について

受託者は、愛媛県に対し、成果物が第三者の著作権およびその他の権利を侵害しないものであることを保証すること。

万一、成果物に第三者からの権利の主張等がなされた場合の処理については、受託者の責任と負担の下でこれに対処し、解決すること。

本業務で作成された作成物に係る著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、愛媛県に帰属するものとし、第三者への使用許諾は、愛媛県が行うものとする。

受託者は、愛媛県及び愛媛県が指定した第三者に対して、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないこと。

著作権の取り扱いについて、ここに記載のない事項については、受託者と愛媛県との協議の上で処理することとする。